

八街市内を通過しているが停留所の共通化や相互共通乗車を発行したらどうか。

市長 バス停の設置は、本市と富里市で事前に調整を行い、富里市が置くバス停の位置、バス停の名称、バス停看板の共有など、できる限りの統一化を図り、同一のバス停からふれあいバスにも、さとバスにも乗降できるようにしています。

相互共通乗車券の発行は、2市の循環バスの運行委託事業者が違うことや運賃体系が異なること、市の会計が別々であることや、さとバスは富里市役所を起点に運行をしていることから、八街市民の利用が多いとも思えないので、共通乗車券の発行は、今のところ考えていません。

問 八街駅北口ロータリーへの乗り入れの時期はいつ頃になりそうか。

市長 駅北口ロータリーの完成は、平成18年度末を予定しており、そのあたりでふれあいバス運行ルートの見直しを行う際には、南口から北口へバス停を移設した方が得策であるかコースごとに検討を行い、必要との結論に至ったときは、対応

したいと考えています。

郷土意識の醸成と

国を愛する心

問 保育園や幼稚園では郷土を愛する心をどのように涵養しているのか。

教育長 保育園・幼稚園では、八街の特産物である落花生・さつまいもなどを栽培し、給食やおやつにして食べており、園児が作ったものであること、地元の特産物であることや自分たちの住んでいる八街市は、このように美味しいものをたくさん作っているすばらしい町であることも話しています。

問 市旗や国旗は常に掲示若しくは掲揚すべきと考えられるが如何か。

教育長 本市の小学校・中学校では、およそ半数の学校が、毎日国旗・市旗等の掲揚を行っており、すべての幼稚園及び小学校・中学校では、学校行事が行われる日に国旗・市旗等を掲揚しているところです。郷土意識の向上と国を愛する心について考えた場合、国旗、校旗、校旗を掲示あるいは掲揚することは大切なことであると認識しています。

公明党

鯨井眞佐子
京増 良男
新宅 雅子
川上 雄次

代表
質問 **川上 雄次**

**総合計画の自然と
共生する街づくり**

問 緑地の保全と創出による八街市の将来都市像の具

体策として、文豪、芥川龍之介の未完の小説『美しい村』のモデル、八街」をキーワードにした街づくりを、推進しては如何か。そして、クリーンセンター内の埋め立て跡地の公園計画に連動し、根古谷、用草の桜並木の保護、NPOによる里山公園づくり、さらにグリーンツーリズム普及活動や農業資源を活かした滞在型市民農園の創設など、自然と共生するエリアとして、八街市の新しい町おこしを計画出来ないか。

市長 将来都市像の具体化を図るため、「やちまた『八つの街づくり』宣言」をまちづくりのテーマとし、その一つとして、豊か

な自然の共生する街を目指しています。このことから将来、処分場の跡地利用を考慮に入れ、スポーツプラザを総合公園として整備拡充を図り、その周辺地域の貴重な自然環境のネットワークについて検討し、今後、都市計画及び農業振興地域整備計画との整合性と自然環境の保全に配慮し、関係機関と連携をとりたいと考えています。

**公文書公開コーナーの
整備と情報公開の充実**

問 現在の公文書公開コーナーの資料内容と整備、市民の利用状況は如何か。

市長 公文書公開コーナーには、公開請求することなく自由にご覧いただける市の資料を備え、八街市予算書、歳入歳出決算書を初め、総合計画や防災計画、統計書等の公表を前提とした資料、議会の会議録、市の例規集などがあり、新しい物ができ次第補充しています。

また、市民の利用状況は、自由閲覧という性格上、特に閲覧簿等への記入をお願いしていないため、人数等は把握してい

ませんが、閲覧の照会の様子から判断しても、ある程度の利用があるものと考えています。

問 公文書公開コーナーを市民の皆様が利用しやすいように、一階ロビー脇の元選挙管理委員会があった現在未使用の部屋へ移転し充実出来ないか伺う。

市長 本年4月の組織再編に伴い、公文書公開コーナーの移転についても検討した結果、公文書公開コーナーに職員を常駐させることが困難なため、閲覧者の照会や相談に応じられるよう担当する総務課付近にあることが望ましいことや、管理上の問題から現在の場所が適当であると判断し、移

転しないこととしましたが、今後も資料の一層の充実を図る等、その便宜性の向上に努めます。

アスベスト対策

問 アスベスト(石綿)が原因とみられる「中皮腫」などの疾病が発生し、市民の間にも不安が広がっている。私も公明党は、去る8月17日、市長に「八街市民の生命と健康を守るアスベスト対策を求める申入書」を提出いたしました。その後、担当各課では要望を受け、速やかに対応策を検討したと聞いています。市内の建築物、解体時の廃アスベスト処理はどのよう

になっているのか伺う。

市長 大気汚染防止法では、一定規模以上のアスベストが吹きつけられている建築物を解体等する場合には、届け出を出すこと、またアスベストが大気中に飛散しないような措置を講ずることが義務づけられています。

また、解体後に発生する廃アスベストについて、飛散性の高い吹きつけアスベストは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、特別管理産業廃棄物として

